平成28年度 地域連携型商機能強化モデル創出事業 応募要領

~地域の声を取り入れて、「買い物の場」としての商店街の活性化をめざしませんか~

本公募は、大阪府議会での平成28年度予算の成立を前提とするものです。 このため、今後、内容等が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

1 事業目的

これまでの商店街活性化のための事業は、主にハード整備やイベントの実施によって、人を集めることが中心でした。しかし、たとえイベントが成功し、人がいくら集まっても、それが必ずしも個店レベルでの集客や売上げにつながるとは限りません。

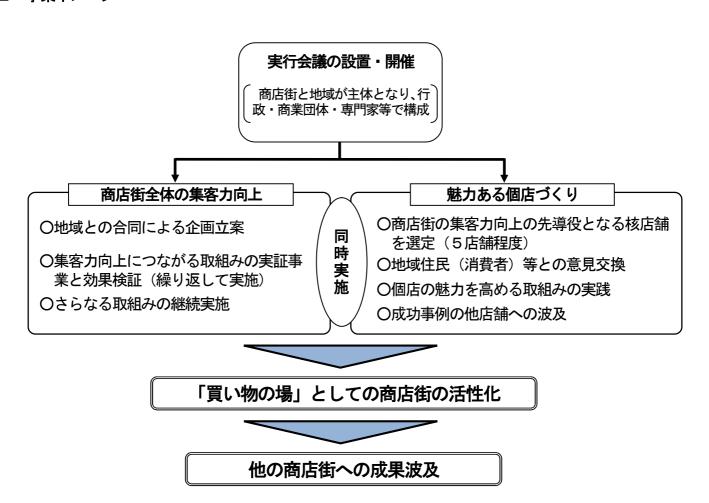
一方で、商店街は個店の集積であり、各個店が顧客を呼び込むことができなければ、商店街全体の活力も損なわれていき、商店街に求められる役割を果たすのは難しくなります。

すなわち、商店街全体として実施する、人を集めるための取組みと、魅力ある商品やサービスを提供するための各個店による取組みが相まって、最大限の効果を上げることができるのではないかと考えられます。また、具体的な取組み内容を決めるにあたっては、地域(住民や周辺事業所等)の声を取り入れることや地域活動と連携するという視点も重要です。

本事業は、このような仮説を実証することによって、商店街活性化の成功事例 (モデル) をつくり、 その成果を広く波及させることを目的としています。

このたび、本事業の趣旨に賛同し、地域の方と連携して、商店街全体の集客事業と、個店の魅力づくりに同時並行で取り組んでみようという、商店街を募集します。

2 事業イメージ



3 事業実施にあたっての必須事項

事業実施に当たっては、以下の項目を満たしていただく必要がありますが、具体的な事業の運営は、商店街と地域が主体となって設立いただく実行会議(仮称)にお任せいたします。

(1) 実行会議の設置と定期的な開催

- ・ 本事業の推進に当たり、実行会議を設置してください。実行会議は、下記(2)、(3)の具体的内容やスケジュールの決定、その進捗管理など、事業遂行に当たっての意思決定役を担っていただきます。
- 実行会議には、商店街外部の声を反映させるため、地域住民の方(3~5名程度)を募集し、 実行会議のメンバーに加えてください。

また、市町村の商業振興担当者、商工会等の支援機関や、自治会等の地域団体、地域の事業所等にも実行会議への参画の働きかけをお願いします。

(2) 商店街全体による集客事業の実施

・ (1) の実行会議での意見を踏まえ、集客力向上の実証事業と、その効果検証を繰り返して 実施(2回以上)し、一過性に止まらない今後の取組みの基礎を作っていただきます。

(3) 個店の魅力づくり

- ・ 活性化の鍵となる、やる気のある個店(以下、「核店舗」といいます。)を5店舗程度選定してください。
- ・ 核店舗の経営者には、専門家による全体研修(オリエンテーション)、臨店研修や、地域住民 (消費者)等との意見交換等を踏まえ、経営改善・活性化策を実施していただくとともに、そ の結果を実行会議で報告していただきます。
 - ※ <u>応募の時点で、全ての核店舗を決定している必要はありませんが、多くの個店の理解、参加のもとで事業を実施するため、本事業の趣旨や内容については、役員以外の個店の経営者等にも十分周知しておいてください。</u>

(4) 取組成果の波及

事業実施中、あるいは事業終了後、成果波及のための取組みを行っていただきます。

[事業スケジュール]



(5) 取組み成果の報告とその後の継続

- ・ 平成29年3月末までに、上記取組みによる一定の成果を出していただくことが必要です。
- 事業終了後、事業実施前と実施後の商店街の来街者数、核店舗の売上高推移等を報告していただきます。

4 支援内容

(1)支援対象 商店街または地域の商店グループ

- ※ 法人格を有しない商店街については、会長などの代表者が選出されており、商店街規約に 基づき、財産管理等が行える組織体を有している必要があります。
- ※ 地域の商店グループについては、資金管理体制が構築されていることを要件とします。

(2)補助内容

商店街または地域の商店グループと地域が合同で行う、商店街の恒常的な集客力向上につながる新たな取組みと、魅力ある個店づくりを支援するため、以下の費用(消費税は除く)について、 大阪府が全額補助します。

補助金(上限) 378万円

〔主な補助対象〕

- ・全体研修(オリエンテーション)、臨店研修等の実施にかかる中小企業診断士など の専門家の派遣費([上限] 24,000円/人・日(税込み))
- ・実行会議、意見交換会の運営
- ・現況を把握するためのニーズ調査やマーケティング調査(補完的に実施)
- ・集客力向上につながる事業を検証するための実証事業 など ※店舗改装費・備品購入などの費用は、補助対象外とします。 ※補助対象経費の詳細については、別表をご参照ください。

(3) 採択件数

3件 (予定)

5 応募方法

(1) 応募団体

商店街または地域の商店グループ

(2) 応募手続

次の書類について郵送又は持参により提出してください。

- ① 応募申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 市町村支援表明書(様式第3号)
- ④ 補足説明資料(様式自由、A4サイズ)
- (5) 添付資料 (コピーで可)

ア 商店街(団体)の定款・規約等

- イ 商店街(団体)役員名簿
- ウ 商店街(団体)の事業計画(直近年度)
- エ 商店街(団体)の収支予算書(直近年度)
 - ※ 地域の商店グループの場合は、本事業の実施にあたって、グループ内での役割分担 (責任者、副責任者、会計担当者等)を明確にした資料を提出してください。

(提出必要書類:各1部)

〔応募及び問い合わせ先〕

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課商業振興グループ 担当:中西・黒石・吉田

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階

電話: 06-6210-9496 (直通) E-mail: shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp

[応募受付期間]

平成28年3月1日(火)から4月28日(木)まで**〔必着〕**

(十曜日、日曜日及び祝日を除く)

※直接持参して提出する場合は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)。

(3) 留意点

- ① この事業では、できるだけ多くの個店の理解・参加のもとで実施できるよう、本事業の趣旨 や内容について、商店街役員以外の組合員(個店の経営者等)にも十分周知してください。
- ② 国庫補助事業等と併行して本事業を実施することは可能ですが、その際は、経費を二重計上 しないよう留意してください。
- ③ 補助対象者は、事業実施後5年間は、商店街の来街者数の推移、核店舗の売上げ状況の推移、 空き店舗数の増減、その他独自に設定した指標(任意)に関する調査を行い、大阪府に報告す る必要があります(※データは具体的な店舗名が特定される形での公表は行いません。)。 また、大阪府の求めがあった場合には、事業効果の詳細な内容等について報告しなければな りません。
- ④ 補足説明資料には、事業計画の具体的内容が分かる資料、その他、アピールできる資料を添 付してください。
- ⑤ 前年度に本事業を実施した商店街及び平成28年度に商店街サポーター創出・活動支援事業 (課題解決プラン事業) を実施する商店街は、本事業の補助は受けられません。

6 選考方法

学識経験者や商業の専門家などから意見を聴取し、その結果を基に大阪府が施策効果などを総合的 に判断して実施商店街等の選定を行います。

なお、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

項目	選考の視点	
取組意欲	商店街の現状・課題を把握し、課題解決に向けた取組みに対し意欲があるか 商店街役員以外の個店の経営者等にも理解が得られ、個店の参画が見込まれるか	
4次/04/15/4/八	他の商店街へ取組成果を波及させる意欲があるか	
取組効果	取組み内容の実現の見込みが高いものとなっているか 集客力や販売力の向上に寄与する内容となっているか	
継続性	一過性に終わらない取組み内容となっているか 事業終了後も継続した取組みが期待できるか (継続的な顧客アプローチ、他事業との連携等)	
モデル性新規性	他の商店街でも事業のノウハウが活用できる取組み内容であるか 既存の取組みとの差別化が図られ、地域住民との連携を前提とした新たな取組み内容となっ ているか	
実施体制	市町村、商工会・商工会議所、住民等の協力を得て、実施できる体制が構築されているか	

選考結果については、平成28年5月下旬に書面にて通知いたします。 なお、選考内容に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

7 スケジュール (予定)

平成28年3月1日(火) 公募開始 平成28年4月28日(木) 申請書類提出締切 平成28年5月中~下旬

実施商店街を決定

平成28年6月上旬から 事業開始(開始後速やかに実行会議を立ち上げ)

平成29年3月 事業終了

地域連携型商機能強化モデル創出事業が補助対象経費一覧

	経費	内容	備考
集客力向上にかかる経費	謝金	実行会議において、活性化に資する取組みのアドバイス等を行う中小企業診断士等の専門家の派遣にかかる経費	1回につき24,000円(税込み) ※補助対象は、 <u>22,222円(税抜き)</u> となります。
	会議費	実行会議を開催する際のお茶代	お茶代は、会議に出席した人数分を 対象 ※軽食代は対象外
	会場借料	実行会議及び実証事業の実施に必要な会場費	
	通信運搬費	実行会議及び実証事業の実施に必要な郵送代や運送料	
	消耗品費	実行会議及び実証事業の実施に必要な消耗品の購入費	
	印刷費	実行会議及び実証事業の実施に必要な資料やチラシ、検証後の事業計画書等の作成に必要な印刷費	
	委託費	各種資料の作成、各種調査の実施・分析、実証事業等の業務 を委託した際に必要な経費	
	レンタル・ リース料	実証事業の実施に必要な機器・器具等のレンタル・リース料	
	広報費	実証事業の実施に必要な広告宣伝費	
	雑役務費	アルバイトを雇用するのに必要な経費	
	その他	知事が本事業の実施に必要と認める経費	
個店の魅力向上にかかる経費	謝金	全体研修(オリエンテーション)、臨店研修等を実施する中 小企業診断士などの専門家の派遣にかかる経費	1回につき 24,000 円(税込み) ※補助対象は、 <u>22,222 円(税抜き)</u> となります。
	会議費	意見交換会を開催する際のお茶代	お茶代は、会議に出席した人数分を 対象 ※軽食代は対象外
	会場借料	消費者と商店主との意見交換会、研修等の実施に必要な会場費	
		消費者と商店主との意見交換会、研修等の実施に必要な消耗 品の購入費	
	消耗品費	消費者等の協力者に対するお礼(日用品又は文具類にかかる経費)	実施商店街のみで利用できる商品券は可 ※譲渡を目的とした商品券の購入費は非課税となるため、消費税率を乗じずに算定してください。
	ED刷費	消費者と商店主との意見交換会、研修等の実施に必要な資料等の印刷費	
	広報費	消費者等を募集するために必要な広告宣伝費	
	その他	知事が本事業の実施に必要と認める経費	

※ 対象外経費:店舗改装費、販売目的のための商品や原材料の仕入費、備品購入費(レンタル・リースで対応すること)、イベント等の景品として渡す商品券・ビール券等の換金性の高いものや、たばこ・お酒等の嗜好品にかかる経費など。

(その他、判断に迷う経費がある場合は、事前にご相談ください。)。

※ 検査時に根拠書類が確認できない経費については、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。